	五　北緯四十度五十七分五十六秒、東経百四十度十八分二十五秒の点 六　北緯四十度五十七分二十四秒、東経百四十度十八分四十一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十四　所沢通信施設

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
埼玉県所沢市	埼玉県所沢市	埼玉県所沢市
並木ほか	並木六丁目（次の図面に示す部分に限る。）	泉町（次の図面に示す部分に限る。）、大字牛沼（次の図面に示す部分に限る。）、大字神米金（次の図面に示す部分に限る。）、大字北岩岡（次の図面に示す部分に限る。）、北所沢町（次の図面に示す部分に限る。）、喜多町、北有楽町、こぶし町、大字下新井（次の図面に示す部分に限る。）、大字中新井（次の図面に示す部分に限る。）、並木一丁目から八丁目まで、東新井町（次の図面に示す部分に限る。）、西新井町、花園一丁目から四丁目まで、緑町一丁目及び美原町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、松葉町、御幸町（次の図面に示す部分に限る。）、宮本町（次の図面に示す部分に限る。）、弥生町、北原町、有楽町（次の図面に示す部分に限る。）、所沢新町並びに中富南一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百五十五　大和田通信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
埼玉県新座市	埼玉県新座市	埼玉県新座市	東京都清瀬市
西堀ほか	あたご一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西堀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目並びに本多一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	あたご一丁目から三丁目まで、石神一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目、新堀一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菅沢一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、道場二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、野火止一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、馬場四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、堀ノ内一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで並びに本多一丁目及び二丁目	旭が丘一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、下清戸一丁目から五丁目まで、中清戸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目並びに中里五丁目（次の図面に示す部分に限る。）	下清戸一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
		東京都清瀬市	東京都東久留米市

三百五十六　木更津飛行場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
千葉県木更津市	千葉県木更津市
吾妻ほか	江川及び久津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。